

日本郵便株式会社の業務区分別収支 及び郵便事業の収支の状況 (2017(平成29)年度)

2018年9月7日



業務区分別収支

(単位：億円)

○ 2017年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

(参考) 2016年度

業務の区分	営業収益	営業費用	営業損益
第一号業務（郵便業務等）	14,094	13,882	213
第二号業務（銀行窓口業務等）	5,412	5,409	2
第三号業務（保険窓口業務等）	3,451	3,436	16
第四号業務（その他）	7,387	6,878	508
合計	30,344	29,605	739

営業収益	営業費用	営業損益
13,901	13,801	100
5,593	5,460	133
3,596	3,418	178
6,586	6,310	276
29,676	28,989	686

注1 業務区分別収支は、日本郵便株式会社法（以下「法」といいます。）第14条及び第18条の規定に基づき作成・公表するものです。

注2 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

注3 業務の区分は、次のとおりです。

- ・ 第一号（郵便業務等）とは、法第14条第1号に規定する業務（郵便の業務、印紙の売りさばき業務及びお年玉付郵便葉書等の発行の業務並びにこれらに附帯する業務）です。
- ・ 第二号（銀行窓口業務等）とは、法第14条第2号に規定する業務（銀行窓口業務等及びこれに附帯する業務）です。
- ・ 第三号（保険窓口業務等）とは、法第14条第3号に規定する業務（保険窓口業務等及びこれに附帯する業務）です。
- ・ 第四号（その他）とは、法第14条第4号に規定する業務（荷物、不動産及び物販等の業務）です。

郵便事業の収支の状況

(単位:億円)

○ 2017年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)

(参考) 2016年度

郵便物の種類等	営業収益	営業費用	営業損益
内国郵便業務	12,641	12,532	109
第一種郵便物 (封書)	6,648	6,581	67
第二種郵便物 (はがき)	4,031	4,119	△ 88
第三種郵便物 (雑誌、新聞)	90	151	△ 61
第四種郵便物 (通信教育等)	7	17	△ 10
郵便法第四十四条第一項に規定する特殊取扱とした郵便物	1,056	1,001	54
郵便法第四十四条第二項に規定する特殊取扱とした郵便物	810	663	146
国際郵便業務	996	863	133
通常郵便物	223	242	△ 19
小包郵便物	234	189	45
EMS郵便物	539	432	107
合計	13,637	13,395	241

営業収益	営業費用	営業損益
12,449	12,463	△15
6,826	6,700	126
3,679	3,978	△ 298
94	159	△ 65
7	18	△ 12
1,063	992	71
780	616	164
975	832	143
215	216	△ 1
229	177	52
531	439	92
13,424	13,295	128

注1: 郵便事業の収支の状況は、郵便法第67条第7項の規定に基づき公表するものです。

注2: 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

注3: 特殊取扱とした郵便物とは、次のとおりです。

- ・ 郵便法第四十四条第一項に規定する特殊取扱とした郵便物とは、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明及び特別送達の特種取扱とした郵便物をいいます。
- ・ 郵便法第四十四条第二項に規定する特殊取扱とした郵便物とは、上記以外の特殊取扱 (速達等) とした郵便物をいいます。

(参考)

商品	営業収益	営業費用	営業損益
荷物 (ゆうパック、ゆうメール)	5,596	5,442	153

営業収益	営業費用	営業損益
4,889	4,861	28